

環境まちづくりパートナーズ基本協定書

全日本空輸株式会社（以下「甲」という。）と当別町（以下「乙」という。）及び当別町地域公共交通活性化協議会（以下「丙」という。）は、オフセット・クレジット（以下「J - V E R」という。）制度を活用した環境まちづくりを協働で進めることについて、次のとおり基本協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、甲、乙及び丙が、環境まちづくりを協働で進めることを目的として、基本的な事項を定めるものとする。

（協定事項）

第2条 この協定で対象とする環境まちづくりは以下とする。

- 1 当別町ふれあいバスによる廃食用油由来バイオディーゼル燃料活用プロジェクトから発行されたJ - V E Rを使用したカーボン・オフセットの実施
- 2 当別町コミュニティバス「ふれあいバス」での甲のロゴ使用

（協定の有効期間）

第3条 この協定の有効期間は、平成24年7月16日から平成25年3月31日までとする。

（甲の責務）

第4条 甲は、本協定を締結後、以下の責務を負う。

- 1 丙から購入したJ - V E Rを使用しカーボン・オフセットを実施する。
- 2 当別町コミュニティバス「ふれあいバス」で使用する甲のロゴデータを、乙及び丙に提供する。

（乙の責務）

第5条 乙は、本協定を締結後、以下の責務を負う。

- 1 本協定の目的を達成するため、甲及び丙と連絡調整を行う。
- 2 環境まちづくりを積極的に行い、本協定のP Rを積極的に行う。

（丙の責務）

第6条 丙は、本協定を締結後、以下の責務を負う。

- 1 本協定の目的を達成するため、甲及び乙と連絡調整を行う。
- 2 当別町コミュニティバス「ふれあいバス」で甲のロゴを使用する際は、都度、甲の使用許可を得る。
- 3 当別町コミュニティバス「ふれあいバス」で甲のロゴを使用する費用は、丙が全額負担する。

（疑義等の解決）

第7条 本協定に関する疑義及びこの協定に定めのない事項については、甲、乙及び丙が協議の上、定めるものとする。

本協定の締結を証するため、協定書3通を作成し、甲、乙及び丙がそれぞれ署名の上、各自その1通を保有する。

平成24年7月13日

甲：東京都港区東新橋1 - 5 - 2 汐留シティセンター
全日本空輸株式会社

総務部 部長 今 西 一 之

乙：北海道石狩郡当別町白樺町58番地9

当別町長 泉 亭 俊 彦

丙：北海道石狩郡当別町白樺町58番地9
当別町地域公共交通活性化協議会

会 長 近 藤 充 徳